



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

| 種類 | 件名 | 所管部署 | ページ |
|----|--|---------------|-----|
| 告示 | 神戸市立博物館に係る使用料の徴収業務の委託 | 文化スポーツ局博物館事業課 | 1 |
| 告示 | 王子動物園動物科学資料館動物園ホールの使用料の徴収業務 | 建設局王子動物園 | 2 |
| 告示 | 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の指定(アジアナ航空株式会社) | 港湾局空港調整課 | 3 |
| 告示 | 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の指定(株式会社済州航空) | 港湾局空港調整課 | 4 |
| 告示 | 令和8年度神戸市包括外部監査契約の締結 | 監査事務局第1課 | 5 |
| 告示 | 大型ごみ処分手数料の収納業務委託者 | 環境局業務課 | 7 |
| 告示 | 垂水漁港車両整理場維持管理運営業務における使用料等の徴収業務 | 経済観光局農水産課 | 8 |
| 告示 | 垂水漁港岸壁・物揚場使用料徴収収納業務における使用料等の徴収業務 | 経済観光局農水産課 | 9 |
| 告示 | 道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 本山村合併205号線) | 建設局道路管理課 | 10 |
| 告示 | 道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 有瀬21号線他) | 建設局道路管理課 | 11 |
| 告示 | 道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 高塚線) | 建設局道路管理課 | 12 |
| 告示 | 道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 泉が丘4丁目2号線) | 建設局道路管理課 | 13 |
| 告示 | 道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 東垂水66号線ほか) | 建設局道路管理課 | 14 |
| 告示 | 道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 長田東4号線ほか) | 建設局道路管理課 | 15 |
| 告示 | 道路法による道路の区域変更・供用開始(県道 市野瀬有馬線) | 建設局道路管理課 | 16 |
| 告示 | 放置自転車等の撤去及び保管 | 建設局西建設事務所 | 17 |
| 告示 | 指定納付受託者の指定(株式会社スルッとKANSAI)(王子動物園×阪急神戸線1dayバス) | 建設局王子公園再整備課 | 19 |
| 告示 | 指定納付受託者の指定(株式会社スルッとKANSAI)(神戸市バス×王子動物園デジタルセット券) | 建設局王子公園再整備課 | 20 |
| 告示 | 指定納付受託者の指定(株式会社スルッとKANSAI)(神戸市営地下鉄×王子動物園デジタルセット券(西神・山手線全駅版)) | 建設局王子公園再整備課 | 21 |
| 告示 | 指定納付受託者の指定(株式会社スルッとKANSAI)(神戸市営地下鉄×王子動物園デジタルセット券(名谷駅以東版)) | 建設局王子公園再整備課 | 22 |
| 告示 | 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(市民農園) | 都市局内陸・臨海振興課 | 23 |
| 告示 | 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(駐車場) | 都市局内陸・臨海振興課 | 24 |
| 告示 | 港湾施設の供用廃止 | 港湾局経営課 | 25 |
| 告示 | 地縁による団体の認可についての告示事項の変更(舞多間みついけ南倶楽部ほか) | 地域協働局地域活性課 | 26 |

令和8年4月14日 神戸市公報第3958号

| 種類 | 件名 | 所管部署 | ページ |
|-------|---|---------------------|-----|
| 告示 | 公金事務の委託(公益財団法人神戸市スポーツ協会) | 教育委員会事務局学校 環境整備課 | 28 |
| 公告 | 神戸農業振興地域整備計画の変更案の縦覧等 | 経済観光局農政計画課 | 29 |
| 公告 | 開発行為に関する工事の完了(垂水区清水が丘3丁目ほか) | 都市局都市計画課 | 31 |
| 公告 | マンションの再生等の円滑化に関する法律による理事長の氏名及び住所の届出(森後ハイツマンション建替組合) | 建築住宅局政策課 | 32 |
| 水道局 | 神戸市指定給水装置工事事業者の廃止 | 水道局給水課 | 33 |
| 市税事務所 | 令和8年度 固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録 | 行財政局税務部税制企画課 | 34 |

神戸市告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 施設名及び受託者

| 施設名 | 委託先 |
|---------|---|
| 神戸市立博物館 | 大阪市福島区福島3-7-39-611 株式会社 フィールズ 代表取締役 中山 徳子 |

2 業務の名称

神戸市立博物館インフォメーション業務

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月10日

4 委託期間

令和8年4月6日から令和10年5月21日まで

神戸市告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定
公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 委託先（指定公金事務取扱者の指定を受けた者）

名称 公益財団法人神戸市公園緑化協会

代表者職氏名 理事長 鍵本 敦

所在地 神戸市須磨区緑台

2 委託する公金事務の内容

動物園ホールに係る使用料の徴収事務

3 指定公金事務取扱者の指定年月日

令和 8 年 4 月 1 日

4 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

神戸市告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定のうえ、現金徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。また同様にキャッシュレス決済業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定のうえ、当該業務を委託したので、同条第2項の規定により併せて告示する。

令和8年4月2日

神戸市長 久元喜造

- 1 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の指定を受けた者
東京都港区西新橋1丁目18番6号クロスオフィス内幸町403
株式会社済州航空 日本における代表者 田宇鎮
- 2 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入
神戸空港条例別表第2（第19条関係）（1）の使用料
- 3 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者として指定した日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者に公金事務を委託した日
令和8年4月1日

神戸市告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定のうえ、現金徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。また同様にキャッシュレス決済業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定のうえ、当該業務を委託したので、同条第2項の規定により併せて告示する。

令和8年4月2日

神戸市長 久元喜造

- 1 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の指定を受けた者
東京都港区芝3丁目4番13号 K I Jビル5階
アジアナ航空株式会社 日本地域本部 本部長 金 祐弘
- 2 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入
神戸空港条例別表第2（第19条関係）（1）の使用料
- 3 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者として指定した日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者に公金事務を委託した日
令和8年4月1日

神戸市告示第5号

令和8年度に係る包括外部監査契約を締結したので、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の36第6項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月3日

神戸市長 久元喜造

1 包括外部監査契約の期間の始期

令和8年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者（以下「契約者」という。）に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

- (1) 契約者に支払うべき監査に要する費用の額は、基本費用の額に執務費用の額を加えた額とする。
- (2) 基本費用の額は、1,362,500円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とする。
- (3) 執務費用の額は、基本執務費用及び外部監査人補助者執務追加費用の合計に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とし、15,988,500円を上限とする。とする。この場合において、執務費用の額には、契約者及び法第252条の32第4項に規定する外部監査人補助者（以下単に「補助者」という。）の市内における旅行並びに自宅及び勤務する事務所の所在市内における旅行に係る交通費を含む。（執務費用の算定にあたっては、1人あたり総執務時間を7時間で割り戻したものを日数とし、1日未満の端数は切り捨てる。）
- (4) 基本執務費用の額は、契約者が監査を行うとともに監査の結果に関する報告を提出するために執務をした日数に93,000円（消費税、地方消費税額を含まない。）を乗じて得た額とする。
- (5) 外部監査人補助者執務追加費用の額は、各補助者が契約者の監査の事務を補助した日数に、次に掲げる補助者の区分に応じそれぞれ定める額を乗じて得た額とする。
 - ア 弁護士又は公認会計士 77,000円（消費税、地方消費税額を含まない。）
 - イ 税理士・会計士補等 59,000円（消費税、地方消費税額を含まない。）
 - ウ ア及びイに掲げる者以外の者 契約者との協議により決定した額

3 契約者の氏名及び住所

北 野 隆 志

京都府京都市伏見区深草野手町18番地 1 - 202

4 契約者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

当該業務の終了後に監査に要した費用の額を確定し、検査終了後に支払うものとする。

令和8年4月14日 神戸市公報第3958号

神戸市告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、家庭から排出される大型ごみの処分手数料の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により、告示する。

令和8年4月14日

神戸市長 久元喜造

1 委託先

| 名称 | 住所 |
|------------------------------|--------------------|
| 株式会社ホームセンターアグロ | 兵庫県宍粟市山崎町今宿129番地の1 |
| 株式会社関西フードマーケット | 大阪市淀川区野中南2丁目8番10号 |
| 株式会社ダイエー | 大阪府茨木市横江2丁目7番52号 |
| ファマライズ株式会社 | 東京都中野区中央1丁目38番1号 |
| 株式会社ライフコーポレーション | 大阪市淀川区西宮原2丁目2番22号 |
| 株式会社ファミリーマート | 東京都港区芝浦3丁目1番21号 |
| 生活協同組合コープこうべ | 神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号 |
| 宇治川商業協同組合 | 神戸市中央区下山手通8丁目9番27号 |
| 株式会社セブン-イレブン・ジャパン | 東京都千代田区二番町8番地8 |
| 株式会社マルアイ | 兵庫県加古川市神野町神野225番地1 |
| 株式会社ローソン | 東京都品川区大崎1丁目11番2号 |
| 株式会社カインズ | 埼玉県本庄市早稲田の杜1丁目2番1号 |
| 株式会社八百竹 | 神戸市北区桂木2丁目1番地の10 |
| イオンリテール株式会社 | 千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1 |
| 一般財団法人日本老人福祉財団神戸 ＜ゆうゆうの里＞ | 神戸市北区鳴子3丁目1番地の2 |
| 山崎製パン株式会社 | 東京都千代田区岩本町3丁目10番1号 |
| タカラ食販岩岡店 | 神戸市西区岩岡町岩岡616番地30 |
| 株式会社ミツウロコプロビジョンズ | 東京都中央区京橋3丁目1番1号 |
| ミニストップ株式会社 | 千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1 |
| 株式会社グッドライフ | 神奈川県藤沢市鵜沼東2番3号 |
| COZY SHOP ナカノ | 神戸市中央区中山手通8丁目5番20号 |

2 指定する公金事務の内容

家庭から排出される大型ごみの処分手数料の収納

3 指定年月日

令和8年4月1日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

神戸市告示第27号

垂水漁港車両整理場維持管理運営業務における使用料等の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年4月14日

神戸市長 久元喜造

1 業務名

条例の規定に基づく使用料等の徴収業務

2 指定公金事務取扱者

(1) 名称 神戸市漁業協同組合 代表理事組合長 山田 智昭

(2) 事務所の所在地 神戸市垂水区平磯3丁目1番10号

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月31日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年4月1日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

(1) 車両整理場使用料

7 連絡先

(1) 担当 神戸市経済観光局農水産課

(2) 電話 078(984)0382

神戸市告示第28号

垂水漁港岸壁・物揚場使用料徴収収納業務における使用料等の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年4月14日

神戸市長 久元喜造

1 業務名

条例の規定に基づく使用料等の徴収業務

2 指定公金事務取扱者

(1) 名称 神戸市漁業協同組合 代表理事組合長 山田 智昭

(2) 事務所の所在地 神戸市垂水区平磯3丁目1番10号

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月31日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年4月1日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

(1) 岸壁使用料

7 連絡先

(1) 担当 神戸市経済観光局農水産課

(2) 電話 078(984)0382

神戸市告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年4月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年4月28日まで一般の縦覧に供する。

令和8年4月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧別 | 延 長 (メートル) | 幅 員 (メートル) |
|-------|----------------|---------------------------|-----|---------------|--------------------|
| 市道 | 本山村合併 205号線 | 神戸市東灘区西岡本5丁目 12番24地先から | 新 | 8.20 | 最大 5.90 最小 5.90 |
| | | 神戸市東灘区西岡本5丁目 12番25地先まで | 旧 | 8.20 | 最大 5.90 最小 5.90 |

神戸市告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和8年4月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年4月28日まで一般の縦覧に供する。

令和8年4月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延 長 (メートル) | 幅 員 (メートル) |
|-------|--------|--|---------------|---------------|
| 市道 | 有瀬21号線 | 神戸市西区伊川谷町有瀬字一ノ谷308番3地先から 神戸市西区伊川谷町有瀬字一ノ谷320番1地先まで | 40.00 | 4.00 |
| 市道 | 有瀬22号線 | 神戸市西区伊川谷町有瀬字一ノ谷427番22先から 神戸市西区伊川谷町有瀬字狐谷453番1地先まで | 22.00 | 4.00 |

神戸市告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年4月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年4月28日まで一般の縦覧に供する。

令和8年4月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧別 | 延 長 (メートル) | 幅 員 (メートル) |
|-------|-----|---|-----|---------------|--------------------|
| 市道 | 高塚線 | 神戸市西区伊川谷町有瀬字 狐谷323番1地先から 神戸市西区伊川谷町有瀬字 一ノ谷281番1地先まで | 新 | 249.10 | 最大 5.30 最小 4.30 |
| | | | 旧 | 249.10 | 最大 5.30 最小 1.00 |

神戸市告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和8年4月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年4月28日まで一般の縦覧に供する。

令和8年4月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延 長 (メートル) | 幅 員 (メートル) |
|-------|---------------|---|---------------|---------------|
| 市道 | 泉が丘4丁目 2号線 | 神戸市垂水泉が丘4丁目1439番 44地先から 神戸市垂水区泉が丘4丁目1439 番32地先まで | 89.30 | 6.00 |

神戸市告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年4月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年4月28日まで一般の縦覧に供する。

令和8年4月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧別 | 延 長 (メートル) | 幅 員 (メートル) |
|-------|-----------|--|-----|---------------|--------------------|
| 市道 | 東垂水66号線 | 神戸市垂水区泉が丘4丁目 1439番25地先から 神戸市垂水区泉が丘4丁目 1439番30地先まで | 新 | 43.60 | 最大 5.60 最小 5.40 |
| | | | 旧 | 43.60 | 最大 5.20 最小 4.80 |
| 市道 | 泉ヶ丘4丁目1号線 | 神戸市垂水区泉が丘4丁目 1439番53地先から 神戸市垂水区泉が丘4丁目 1439番43地先まで | 新 | 76.00 | 最大 5.70 最小 5.30 |
| | | | 旧 | 76.00 | 最大 5.00 最小 4.50 |

神戸市告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年4月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年4月28日まで一般の縦覧に供する。

令和8年4月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧別 | 延 長 (メートル) | 幅 員 (メートル) |
|-------|------------|--|-----|---------------|---------------|
| 市道 | 長田東4号線 | 神戸市長田区三番町2丁目 7番5から 神戸市長田区三番町2丁目 7番5まで | 新 | 1.70 | 8.00 |
| | | | 旧 | 1.70 | 6.50 |
| 市道 | 湊西方面第195号線 | 神戸市長田区三番町2丁目 7番5から 神戸市長田区三番町2丁目 7番5まで | 新 | 1.70 | 8.00 |
| | | | 旧 | 1.70 | 6.50 |

神戸市告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年4月15日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年4月28日まで一般の縦覧に供する。

令和8年4月14日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧別 | 延 長 (メートル) | 幅 員 (メートル) |
|-------|--------|--|-----|---------------|----------------------|
| 県道 | 市野瀬有馬線 | 神戸市北区有野町有野字平井441番1地先から 神戸市北区有野町有野字平井441番1地先まで | 新 | 48.10 | 最大 15.00 最小 14.90 |
| | | | 旧 | 48.10 | 最大 10.20 最小 9.90 |

神戸市告示第 36号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 23 条の 2 の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 14 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア） 火曜日・木曜日 午後 3 時から午後 7 時まで。

（イ） 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

（ウ） 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続 6 日間、平日 午後 3 時から午後 7 時まで、土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

| 自転車等の保管及び返還の場所 | 自転車等が置かれ、又は放置されていた場所 | 撤去し、及び保管した自転車等の台数 | 撤去し、及び保管した年月日 | 問 い 合 わ せ 先 |
|----------------------------------|-----------------------------|-------------------|-----------------|--|
| 西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763 | 西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域 | 自転車 4 台 | 令和 8 年 3 月 24 日 | 西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750 |
| | 西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置 | 自転車 7 台 | 令和 8 年 3 月 26 日 | |

神戸市告示第37号

「王子動物園×阪急神戸線1dayパス」の販売に関わるキャッシュレス決済等業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により併せて告示する。

令和8年4月14日

神戸市長 久元喜造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
大阪府大阪市浪速区港町2丁目1-57
株式会社スルッとKANSAI
IC事業本部 石田 祐司
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入
王子動物園入園料
- 3 指定納付受託者との指定期間
令和8年4月17日から令和8年7月31日まで
- 4 指定日
令和8年4月17日

神戸市告示第38号

「神戸市バス×王子動物園デジタルセット券」の販売に関わるキャッシュレス決済等業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により併せて告示する。

令和8年4月14日

神戸市長 久元喜造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
大阪府大阪市浪速区港町2丁目1-57
株式会社スルッとKANSAI
IC事業本部 石田 祐司
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入
王子動物園入園料
- 3 指定納付受託者との指定期間
令和8年4月20日から令和8年7月31日まで
- 4 指定日
令和8年4月20日

神戸市告示第39号

「神戸市営地下鉄×王子動物園デジタルセット券（西神・山手線全駅版）」の販売に関わるキャッシュレス決済等業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により併せて告示する。

令和8年4月14日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
大阪府大阪市浪速区港町2丁目1-57
株式会社スルッとKANSAI
IC事業本部 石田 祐司
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入
王子動物園入園料
- 3 指定納付受託者との指定期間
令和8年4月20日から令和8年7月31日まで
- 4 指定日
令和8年4月20日

神戸市告示第40号

「神戸市営地下鉄×王子動物園デジタルセット券（名谷駅以東版）」の販売に関わるキャッシュレス決済等業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により併せて告示する。

令和8年4月14日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
大阪府大阪市浪速区港町2丁目1-57
株式会社スルッとKANSAI
IC事業本部 石田 祐司
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入
王子動物園入園料
- 3 指定納付受託者との指定期間
令和8年4月20日から令和8年7月31日まで
- 4 指定日
令和8年4月20日

神戸市告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和8年4月14日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
 - (1)名称 株式会社ファクティブ
 - (2)事務所の所在地 東京都武蔵野市境2丁目7番1号2階
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る収入の内容
市民農園利用料
- 3 指定日
令和8年4月1日
- 4 委託日
令和8年4月1日

神戸市告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和8年4月14日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者
 - (1) 名称 タイムズ24株式会社
 - (2) 事務所の所在地 東京都品川区西五反田2丁目20番4号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る収入の内容
駐車場料金
- 3 指定日
令和8年4月1日
- 4 委託日
令和8年4月1日

神戸市告示第43号

次の港湾施設について、令和8年4月15日から、その供用を廃止する。

令和8年4月14日

神戸市長 久 元 喜 造

供用を廃止する港湾施設

フェリー用可動橋

| 名 称 | 位 置 | 橋長 | 幅員 |
|-----------------------|-------------------|-----------|---------|
| 六甲アイランド S-A 岸 壁可動橋 | 神戸市東灘区向洋町東 4丁目 | 21.75メートル | 5.5メートル |

神戸市告示第44号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、舞多聞みつけ南俱樂部、山西自治会、東畑区、福地自治会、畑山自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月14日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

| | | | |
|--------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 名称 | 舞多聞みつけ南俱樂部 | 山西自治会 | 東畑区 |
| 主たる事務所 | 神戸市垂水区舞多聞東2丁目7番15号 | 神戸市西区神出町広谷492番地 | 神戸市北区淡河町東畑554番地の5 |
| 代表者の氏名 | 三木 慎二 | 穴田 勝浩 | 沖本 一郎 |
| 代表者の住所 | 神戸市垂水区舞多聞東2丁目7番15号 | 神戸市西区神出町広谷520番地の1 | 神戸市北区淡河町東畑323番地 |

| | | |
|--------|--------------------|----------------------|
| 名称 | 福地自治会 | 畑山自治会 |
| 主たる事務所 | 神戸市北区山田町福地字前田8番地の3 | 神戸市北区有野町唐櫃3686番地の1 |
| 代表者の氏名 | 宮本 茂樹 | 梅岡 勇 |
| 代表者の住所 | 神戸市北区山田町福地字ヲチエ29番地 | 神戸市北区有野町唐櫃3694番地の250 |

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 舞多聞みつけ南俱樂部

令和7年5月11日変更

| | | |
|--------|-------------------|--------------------|
| | 変更前 | 変更後 |
| 主たる事務所 | 神戸市垂水区舞多聞東2丁目7番7号 | 神戸市垂水区舞多聞東2丁目7番15号 |
| 代表者の氏名 | 三宅 和博 | 三木 慎二 |
| 代表者の住所 | 神戸市垂水区舞多聞東2丁目7番7号 | 神戸市垂水区舞多聞東2丁目7番15号 |

(2) 山西自治会

令和8年1月11日変更

| | | |
|--------|-------------------|-------------------|
| | 変更前 | 変更後 |
| 代表者の氏名 | 穴田 健雄 | 穴田 勝浩 |
| 代表者の住所 | 神戸市西区神出町広谷617番地の9 | 神戸市西区神出町広谷520番地の1 |

(3) 東畑区

令和8年2月22日変更

| | 変更前 | 変更後 |
|--------|-----------------|-----------------|
| 代表者の氏名 | 芝田 純一 | 沖本 一郎 |
| 代表者の住所 | 神戸市北区淡河町東畑482番地 | 神戸市北区淡河町東畑323番地 |

(4) 福地自治会

令和8年3月1日変更

| | 変更前 | 変更後 |
|--------|--------------------|--------------------|
| 代表者の氏名 | 上村 琢珠 | 宮本 茂樹 |
| 代表者の住所 | 神戸市北区山田町福地字上ノ山25番地 | 神戸市北区山田町福地字ヲチエ29番地 |

(5) 畑山自治会

令和8年3月22日変更

| | 変更前 | 変更後 |
|--------|---------------------|----------------------|
| 代表者の氏名 | 坂本 喜治 | 梅岡 勇 |
| 代表者の住所 | 神戸市北区有野町唐櫃3694番地の12 | 神戸市北区有野町唐櫃3694番地の250 |

神戸市告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務を次のように委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年4月14日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定公金事務取扱者の指定を受けた者

(1) 名称 公益財団法人 神戸市スポーツ協会

会長 國井 総一郎

(2) 所在地 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号

2 指定公金事務取扱者へ委託する公金事務の内容

神戸市立あづま幼稚園園庭使用料の収納業務

3 指定公金事務取扱者の指定年月日

令和8年3月27日

4 指定公金事務取扱者への委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

神戸市公告

神戸農業振興地域整備計画を変更し定めるので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により、当該変更に係る神戸農業振興地域整備計画案について変更理由を付して、令和8年4月1日の翌日から起算して15日間（令和8年4月16日まで）神戸市経済観光局農政計画課において縦覧に供します。

なお、上記の縦覧期間中に神戸市民は同法第11条第2項に基づき神戸農業振興地域整備計画案に対して、神戸市に意見書を提出することができます。

また、神戸農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、同法第11条第3項に基づき農用地利用計画案に対して異議があるときは、令和8年4月16日の翌日から起算して15日以内（令和8年5月1日まで）に神戸市までこれを申し出ることができます。

令和8年4月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 意見書の提出先等

(1) 提出先 神戸市経済観光局農政計画課

(2) 提出方法及び提出期限

郵送、持参による提出とし、電話による意見は受け付けません。なお、令和8年4月2日から令和8年4月16日までに提出するものとします。

郵送及び持参先：郵便番号 651-0087

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館3階

神戸市経済観光局農政計画課

(3) 提出にあたっての注意事項

ア 意見書は、農業振興地域整備計画案に対する意見以外は提出することはできません。

イ 意見書には、個人の場合にあつては、住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては、法人名、代表者名、事業所の所在を記載してください。

ウ 提出された意見書は、その内容を公表する場合があります。

エ 提出のあった意見には個別の回答はせず、神戸農業振興地域整備計画の公告時に、意見の要旨とその処理方法を併せて公告します。

(4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ神戸農業振興地域整備計画案の修正意見として取り入れることとします。なお、その際には、神戸農業振興地域整備計画の変更公告時にその処理結果を公表します。

2 異議申出の際の提出先等

(1) 提出先 神戸市経済観光局農政計画課

(2) 提出方法及び提出期限

郵送、持参による提出とし、縦覧完了日の翌日（令和8年4月17日）から令和8年5月1日までに提出するものとします。

郵送及び持参先：郵便番号 651-0087

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館3階

神戸市経済観光局農政計画課

(3) 提出にあたっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこととします。異議申出人が法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

- ・ 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- ・ 異議申出に係る農用地利用計画の案
- ・ 異議申出人が、農用地利用計画の案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- ・ 異議の申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った日
- ・ 異議申出の趣旨及び理由
- ・ 神戸市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- ・ 異議申出の年月日

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和8年4月14日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区清水が丘3丁目1325番1、1325番5、1330番1

開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区神田三崎町3丁目3番21号

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

代表取締役 伊藤 光博

許可番号

令和7年11月18日 第8270号

（変更許可 令和8年3月9日 第2280号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市東灘区北青木2丁目62番、62番地先道路

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号

TC神鋼不動産株式会社

代表取締役 藤野 悦郎

許可番号

令和7年12月23日 第8276号

（変更許可 令和8年2月3日 第2270号）

神戸市公告

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第25条第1項の規定により、森後ハイツマンション建替組合から、次の者を理事長に選出した旨の届出がありましたので同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和8年4月14日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 氏名
藤川 昌資
- 2 住所
神戸市灘区森後町3丁目2番2-501号

神戸市水道告示第3号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和8年4月14日

神戸市水道事業管理者 坂田 昭典

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 代表者 | 廃止年月日 |
|-------|--------------|----------------------|-------|----------|
| 34026 | 有限会社 広瀬商会 | 神戸市中央区大日通 3丁目5-10 | 藤村 克大 | 令和8年4月1日 |

神戸市市税事務所告示第1号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、令和8年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

神戸市市税事務所長 野 崎 重 和